

社会福祉法人敬愛会（介護予防通所型サービス）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人敬愛会（以下「事業所」という。）が行う介護予防通所型サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員・介護職員等（以下「従業者等」という。）が、要支援状態又は事業対象者である高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な介護予防通所型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者等は、事業対象者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の福祉・保健・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名所及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 社会福祉法人敬愛会
- 2 所在地 神奈川県大和市福田1551番地

（職員の職種、職員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、職員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者（常勤兼務 1名）

管理者は、事業所の介護職員等の管理及び業務の管理は一元的に行う。

事業所に対する介護予防通所型サービスの利用申し込みに係る調整、介護職員等に対する技術指導、介護予防通所型サービス計画書の作成等を行う。

- 2 生活相談員（常勤専従 1名 常勤兼務 1名 非常勤兼務 3名）

生活相談員は、管理者の補助並びに利用者またはその家族の相談に応じるとともに介護予防通所型サービス計画書に基づいたサービス実施のために必要な連絡調整を行うとともに自らも介護予防通所型サービスの提供に当たるものとする。

- 3 介護職員（常勤兼務 6名 非常勤兼務 18名）

介護職員は、介護予防通所型サービスの業務にあたる。

- 4 看護師（非常勤兼務 4名）

利用者の健康管理にあたる。

- 5 機能訓練指導員（非常勤兼務 4名）

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日

月曜日から土曜日まで ただし、1月1日から1月3日を除く 祝日営業

- 2 営業時間

9時00分から17時00分までとする。

3 サービス提供時間

9時30分から16時30分までとする。

ただし、利用者から希望があり、それに対応可能な場合はこの限りではない

(利用者の定員)

第6条 事業所の定員数は、通所介護と介護予防通所型サービスを合わせて40名とする。

ただし、災害そのほかやむをえない事情がある場合は、この限りではない。

(介護予防通所型サービスの内容及び利用料等)

第7条 介護予防通所型サービスの内容は次の通りとし、介護予防通所型サービスを提供とした場合の利用料の額は、大和市長が定める基準によるものとし、当該介護予防通所型サービスが法定代理受領サービスであるときは別紙料金表の通りとし、その1割、又は2割又は3割の額とする。

- (1) 介護予防通所型サービス計画書の原案を作成するにあたって利用者又はその家族に説明し、同意を得て交付する
- (2) 送迎・排泄・機能訓練等の介護
- (3) 通常の事業の実施地域を越えて行う介護予防通所型サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、別表1に定める額を徴収する。
- (4) 排泄介護において、事業所の紙おむつを使用した場合には、別表1に定める紙おむつ代を徴収する。

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけるものとする。

(緊急時の対応方法)

第8条 サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡措置などを講じる。

(非常災害対策)

第9条 施設は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、施設利用者に対して定期的に非難し、救出その他必要な訓練を年に2回行う。

防火管理者 稲井 森

2 施設利用者は、施設が別に定める防火管理規定に従い、施設の防災対策に協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関などへの連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録する。

(守秘義務に関する対策)

第11条 事業者及び従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守する。また、退職後においてもこれらの秘密を保守する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(利用者の尊厳)

第12条 利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行う。

(身体拘束の禁止)

第13条 原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束に行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態度及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を採用時及び年1回以上実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防通所型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

2 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために必要な措置を講ずる。

3 従業員に年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(苦情相談窓口)

第17条 サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応する。

ご利用者相談室 窓口担当者：五味 紀子（管理者）

ご利用時間 月～日曜日 9時00分～17時00分

ご利用方法 電話 046-269-9001

公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができる

大和市介護保険課 電話046-260-5170

神奈川県国民健康保険連合会 電話045-329-3447

(通常の事業の実施地域)

第18条 通常の事業の実施地域は、大和市全域とする。

(損害賠償について)

第19条 事業所の責任において、施設の責任により利用者生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償する。守秘義務に違反した場合も同様とする。ただし、損害の発生について、利用者の故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況などを斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただく。

(その他の留意事項)

第20条 喫煙は施設内ではできませんのでご了承ください。

- 2 本事業所では、社会福祉の啓発・発展のため、広くボランティア、実習生を受け入れておりますのでご了承ください。
- 3 本事業所では、ご利用者以外の見学者が来所されることがありますので、ご了承ください。
- 4 本事業で利用されるサービス提供をご利用中は職員の許可もしくは付き添いのない場合には、外出ができませんのでご了承ください。
- 5 サービス提供中は、飲酒について行えません。
- 6 送迎時間については、交通状況等により、多少の前後があることをご了承ください。
- 7 利用中にご利用者の現金・預金通帳・キャッシュカードは原則としてお預かりできません。
- 8 天災等不可抗力で本事業の責に帰すべからざる事由により介護予防通所型サービスの実施ができなくなった場合には、本事業所はサービス提供する義務を負いません。
- 9 事業所は介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3か月以内
 - (2) 継続研修 年1回
 - (3) 全ての介護予防通所型サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 10 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人敬愛会理事長と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年10月1日改正

令和3年4月1日改正

令和6年3月1日改正

以上